

# 住民監査請求監査結果

(新市民会館建設等に係る公金の支出の差し止め及び返還を求める件)

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

16名（住所、氏名は省略）

### 2 請求書の提出

請求書は、令和元年9月24日に提出され、同日受け付けた。

### 3 請求の内容（原文のまま記載）

#### 水戸市職員措置請求書

##### 第1 請求の趣旨

1 監査委員は、水戸市長に対し、平成30年度（2018年度）補正予算による翌年度繰越額の執行として、以下の1、2の支出、令和元年度（2019年度）の予算執行として、以下の3ないし6の支出、債務負担行為の執行として、7の支出をそれぞれ差し止めるよう措置することを求める。

(1) 泉町1丁目北地区市街地再開発事業費	35億3680万円
(2) 泉町周辺地区整備事業費	2億1300万円
(3) 新市民会館整備事業費	1520万円
(4) (仮称)水戸芸術館東地区駐車場整備事業費（駐車場事業会計）	8億7090万円
(5) 泉町1丁目北地区市街地再開発事業費	2億1080万円
(6) 泉町周辺地区整備事業費	5億5000万円
(7) 新市民会館整備に係る債務負担	182億0000万円
合計	235億9670万円

2 監査委員は、水戸市長に対し、泉町1丁目北地区市街地再開発事業費として平成30年度に支出した28億4488万4000円を、泉町1丁目北地区市街地再開発組合から返還させるよう措置することを求める。

##### 第2 請求の理由

1 上記第1記載の支出は、いずれも泉町1丁目北地区に新市民会館を建設することを中心として、これと一体となった事業に対して支出されるものである。1の(3)、がまさに新市民会館自体の建築に要する支出である。1の(1)、(5)、2の泉町1丁目北地区市街地再開発事業は、現在は新市民会館建設計画と一体となったものとして推進されている。1の(2)、(4)及び(6)は、いずれも新市民会館建設を前提として、これと一体となった事業として進められるものである。

このように進められようとしている、新市民会館建設及びこれと一体となった一連の事

業（以下「本件事業」という。）は、以下の理由により、違法な行為であるから、上記第1に記載の支出は違法な公金の支出となる。

- 2 東日本大震災により被害を受け使用できなくなった市民会館にかわって新しい市民会館を建設すること自体は水戸市民の要望するところでもあり、それ自体は抽象的な意味では市長としての権限に属する行為ということができる。
- 3 しかし、問題はその市民会館をどの程度の規模で、どの場所に、どの程度の予算使って建設するかである。

市民会館の建設は、当然ながら、地方自治法第2条14号「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、地方財政法第4条1項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」といふいわゆる最少経費原則に則って行わなければならない。しかし、本件事業に対する支出はこの原則に違反したものである。

また、本件事業は市長の権限を逸脱し、あるいは濫用して計画され実行されているものであるから、全体として違法な行為である。

以下、具体的な理由を述べる。

#### 4 膨大な事業費

本件事業は、水戸市が現時点で表明しているところによると、予定される事業費は、本体の建設に要する金額が312億円、これに備品購入・設計等の10億円、芸術館東駐車場建設費18億円、周辺道路整備費13億円を合計すると353億円という膨大なものになっている。市民会館を建設するという事業目的のためには不要な多額の支出である。

水戸市が平成26年9月に策定した水戸市第6次総合計画（以下「6水総」という。）では、「市民会館整備」として68億0910万円という金額が計上されていた。6水総では、これとは別に泉町1丁目北地区市街地再開発事業として47億6810万円という金額が計上されているが、両方を合計しても115億7720万円であり、現在進められている本件事業の総事業費に比べると3分の1程度の金額でしかない。すなわち、6水総は、市民会館を建設するという目的だけであれば、68億0910万円という金額で実現できたこと、を示しているものである。

なお、注意すべきは、この6水総が策定された時点では、すでに市長は「新市民会館を泉町1丁目に立地する」と表明していたということである。すなわち、水戸市は、泉町1丁目北地区市街地再開発事業と新市民会館建設を一体として進める場合でも、115億7720万円という金額で実現できると試算していたことを示しているのである。

また、本体の建設費自体が他の施設に比べて高額なものになっている。

新市民会館の本体建設費は基本設計第1次案では160億円となっている。延床面積は22,490m<sup>2</sup>であるから、坪単価は約234万円となる。

新市民会館と同じ伊東豊雄建築設計事務所が2015年2月に完成させた岐阜市のメディアコスモス（中央図書館・市民活動交流センター）は本体建設費50億円であった。その延床面積は15,440m<sup>2</sup>であるから、坪単価は約106万円であり、新市民会館の本体建設費がいかに高額であるかがわかる。

このように、本件事業は、市民会館を建設するという事業目的のためには、二重、三重

の意味で不要な多額の支出であるから、これ自体で地方自治法第2条14号、地方財政法第4条1項に違反する。

さらに、市民会館を建設すればその維持管理のために年間相当額の費用を要することは当然であるが、3700名収容という大規模な会館を建設すればそれだけ多額の維持費を要することは明らかである。しかし、水戸市は未だに維持管理に要する見込みの金額を明らかにしていない。すなわち、市長は事業に要する財政規模を正確に算定しないまま事業の遂行を決定しているものであり、判断のずさんさのあらわれである。

## 5 異常に短期間での決定

市長は、平成25年9月12日開催の平成25年第3回水戸市議会定例会では、市民会館を移転建てかえすることを同年3月議会で表明したことに触れたうえで、その立地については、中心市街地への立地が最善であると判断した、としたうえで、その候補地として、泉町1丁目北地区、南町自由広場周辺、旧ダイエー跡地周辺、旧リヴィン跡地、大町地区の5箇所をあげて、「それぞれの利活用計画や現況の把握にこれから務めてまいりたい」と述べていた。

ところが、そのわずか3ヶ月後の同年12月4日開催の平成25年第4回水戸市議会定例会では、「新たな市民会館について、泉町1丁目北地区に立地するという判断をいたしました。」と表明している。

5カ所の候補地の「それぞれの利活用計画や現況の把握にこれから務める」はずであった市長が、わずか3ヶ月間で「それぞれの利活用計画や現況の把握」を完了し、比較検討のうえ、泉町1丁目北地区に決定した、ということになるが、そのような短期間で十分な検討ができるはずがない。府内の意見を聴取・集約することも、広く市民の意向を聞き取ることも、有識者からの意見を募ることも全くせずに、ほとんどまともないままに、市長の独断で立地を決定したとみるしかない。

## 6 最大経費原則ともいべき立地判断

市長は、平成25年3月の定例議会で、市民会館を旧所在地でなく移転建てかえすることを表明した。その理由として、旧所在地の地盤が脆弱で十分な耐震性を持たせるには膨大な補強工事が必要になることをあげていた。

しかし、その後、水戸市役所本庁舎が旧所在地に建てかえになった結果をみると、地盤が脆弱なはずの旧水戸市民会館所在地にまたがって建てられており、水戸市民会館の移転の理由と矛盾した結果となっている。

市長はその後、同年6月の定例議会で、移転先として中心市街地も選択のひとつとなると答弁した。他にどのような場所を検討したかは明らかになっていないが、判明している限りでは、移転先として水戸市の所有地が候補として検討された形跡はない。中心市街地となると、市有地として適当な土地は見当たらない。

しかし、中心市街地に限らなければ、水戸市渋井町には、「(仮称)東部公園」と呼ばれる広大な市有地があり、長年にわたって整備が未了となっている。この場所に市民会館を建設すれば、土地の取得費用はかかるないわけであるから、最少経費の実現に資する。ちなみに、水戸市は、前記6水総で「市民会館整備」として計上された68億0910万円のうち、建物の建築費は約45億円と説明していたから、市有地であればその程度の金額で市民会館を建設できることになる。しかし、市長は、「(仮称)東部公園」も含めて市有

地を移転先として検討の対象とはしなかった。

また、市長は、中心市街地に移転と決めたうえで、その移転先の候補として5箇所の土地をあげた。そのうえで、平成25年12月議会で泉町1丁目北地区を移転先と発表したものであるが、5箇所の候補地のうち、他の候補地はいずれも当時はほとんど更地になっていたから、建物の解体・明渡し等に多額の費用を要することはない。これに対して、本件土地は、予定地内に旧京成デパートビルをはじめ多数のビルや店舗・住宅が密集している場所であり、こうした建物の解体・明渡しに多額の費用を要する場所である。費用のかからない候補地を除外して、わざわざ多大な経費を必要とする場所を選定したわけである。

このように、市長の立地判断は、わざわざ金のかかる場所を選んで決めたかのような結果となっており、最少経費原則の逆を行くやりかたとなっている。

## 7 根拠なき立地判断

市長は、立地を決めた理由として、前記第25回定例会で、(1)芸術文化の拠点である芸術館との連携による相乗効果が期待できる、(2)にぎわいの創出につながる、(3)これまでの市の中心市街地活性化基本計画におけるまちづくりのコンセプトに一致している、(4)周辺施設との連携効果の視点からは、偕楽園や弘道館などの観光資源への回遊性、中心市街地内での回遊性にすぐれていること、(5)飲食、商業施設などとの機能連携が図れること、をあげている。

しかし、(1)は抽象的すぎてどのような「相乗効果」が期待できるのか全く不明である。それぞれの施設で催しが開催されることはあっても、それが何らかの「相乗効果」を生むとは意味不明である。

(2)は果たして市民会館の催しに来て終わったら帰る人がいることによって、市民会館の外に「にぎわい」が創出されるのか不明である。創出できるというのであれば、他の4箇所の候補地でも同様の「にぎわい」は創出されるはずであり、この場所に立地を決める根拠にはならない。

(3)もきわめて抽象的な理由付けにすぎない。

(4)は他の4箇所の候補地と比べて「回遊性」が優れているとする根拠が不明である。むしろ偕楽園や弘道館は、他の候補地の方が回遊性に優れているところもある。

(5)は、他の4箇所の候補地も、その周辺の飲食、商業施設などとの機能は図れるはずであるから、これまたこの場所に決める根拠にはならない。もっとも、商業施設として、京成デパートという特定の施設を想定するのであれば、まさにこの場所を選定する理由として十分である。

こうしてみると、特に(2)(3)(5)などからは、はじめにこの場所ありきという理由付けになっていることがわかる。

## 8 都市再開発法の悪用

水戸市は、市民会館の建設を都市再開発という手法を使って実現しようとしている。再開発組合が建設したうえで、水戸市がこれを買い取って権利を移転するという方法である。再開発事業の場合、通常は再開発によって建設した建物は民間の所有となるから、固定資産税が賦課でき、市の税収確保に役立つことになるが、水戸市の所有になってしまってはそのようなことはできなくなる。その意味では、本件事業に含まれる再開発事業は、都市再開発法が本来予定している事業の進め方からはずれた変則的なものになっている。

他方で、再開発の方法をとったときは、再開発に反対している不動産所有者がいても、権利変換によって一瞬にして所有権を喪失させることができる。土地収用法の煩瑣な手続を経ることなく反対する者を追い出すことができる。

このように、本件事業は、都市再開発法が本来予定している事業の進め方から逸脱し、反対する不動産所有者を追い出すために再開発の手法を悪用したものである。そのような事業は到底市長の裁量の範囲内とはいえない。

## 9 使いにくい市民会館

本件事業によって建設しようとしている新市民会館は、様々な意味で市民にとって使いにくいものになっており、その意味でも有効な予算の使い方とはいえない結果になっている。

### (1) 大きすぎるホール

新市民会館では、県内最大規模といわれる2000席の大ホールを作る計画になっている。旧市民会館の大ホールは1004席であったから、市民が主催・企画して音楽会・演劇・講演会等を開催するには使いやすい規模であった。

現在水戸市内に存在する大ホールとしてはザ・ヒロサワ・シティ会館（茨城県立県民文化センター）のものが1514席であるが、これでも、プロの事業者が人気のある音楽家等を招いて主催するような企画でなければ観客の動員が困難な規模となっている。

2000席のホールというのはこれをさらに超える規模であるから、旧市民会館のような市民が自動的に企画する催しに使うことは困難にならざるを得ない。

### (2) 交通渋滞は必至である

現在の計画では、新市民会館自体には専用の駐車場はなく、これに関連して、水戸芸術館東地区駐車場整備事業として、五軒町1丁目に6階建て300台の立体駐車場を建設することになっている。しかし、3700名収容の市民会館にわずか300台の駐車場では、来場した車が駐車場所を探して周囲を迷走する事態の生じることは目に見えている。特に、2000名の大ホールが満席になるような催しがあった場合は、利用者は駐車場探しに苦労し、周辺の道路は車であふれ大渋滞が生じ、市民会館が迷惑施設と化すことが容易に予想される。

ザ・ヒロサワ・シティ会館の大ホールで人気あるアーティストの公演のあるときは、付属の駐車場は満車になり、多くの利用者が離れた場所にある第二駐車場に駐車しているのが実態である。東京のような公共交通網の発達した大都市であればともかく、車社会となっている水戸市周辺では車で来場することを想定しないのは非現実的であり、破綻は目に見えている。

こうした問題も、広い用地を確保できない中心市街地を選定したことから生じたものであり、不合理な立地判断に由来しているものである。

### (3) トランク2台分しかない搬入口

現在の設計では、搬入口にトランク2台分のスペースしか確保されていない。これは参加者が楽器の搬入を繰り返す吹奏楽のコンクールなどは実施できない。また、ロックやポップスの有名アーティストの場合も11トントランク5、6台が来るため、この搬入口では開催は不可能である。

結局、搬入する物品の少ない歌謡ショーや講演会などにしか使えない施設になってし

まっている。

これも中心市街地を選定したことから生じた問題であり、不合理な立地判断に由来しているものである。

#### 10 特定の業者・地権者の利益のための支出

このように不合理な立地判断をした背景には、新水戸市民会館の予定地に存在する旧京成デパートビルを所有する株式会社伊勢甚本社（以下「伊勢甚」という。）に便宜を図る意図があったのではないかという疑惑が消えることがない。

伊勢甚は平成18年5月11日に旧京成デパートビルを18億円程度で購入したものと思われる。この時点では、すでにこの場所は泉町1丁目北地区市街地再開発事業の事業用地となっていたが、同事業は、開始以来一向に進展のない状態が続いている。それが新市民会館と一体の事業とすることによって、一気に推進されることになったものである。その結果、伊勢甚は、完成後の市民会館の建物の1階（商業床）に132.51m<sup>2</sup>, 7100万円相当の権利を取得するほか、都市再開発法第91条の土地建物補償費として権利交換計画に定められた29億4113万9848円（宅地価格3億5072万8303円、建物25億9041万1545円）の支払いを受けたうえ、建物の解体費を含む土地整備費として6億円余が支出されることから、合計約36億1214万円の利得を得ることになる。

今や無用の長物と化した旧京成デパートビルは、本来所有者の負担で解体撤去されるべきものである。旧ダイエー・旧リヴィン・旧ユニーなど、水戸市内で廃業になった大型店のビルはいずれも所有者自身の負担で解体されており、水戸市が解体費用を負担したところはない。

新水戸市民会館建設という目的を加えることによって、それまで進まなかった再開発事業が一気に進み、伊勢甚は約36億1214万円の利得を得ることになるわけであり、本事業自体がこれを意図して計画したものとみられてもやむを得ない事態である。

#### 11 まとめ

以上のとおり、本事業は地方自治法第2条14号、地方財政法第4条1項に違反するばかりか、市長の権限を逸脱・濫用して決定され推進されているものであるから、これに対する支出は違法又は不当な公金の支出となる。

よって、地方自治法第242条1項により、必要な措置を講ずべきことを請求する。

### 4 請求の要件審査

本請求については、審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の法的要件を備えているものと認め、令和元年10月7日に受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

法第242条第1項の規定に基づく監査請求の対象となる行為は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られている。

本件請求において請求人は、「市民会館の建設は、法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に違反したものであり、また、本事業は市長の権限を逸脱し、あるいは濫用して計画され実行されているものであるから全体として違法な行為であるため、本事業に対する支出は違法な公金の支出となる」と主張しており、財務会計上の行為である公金の支出自体の違法性ではなく、公金の支出の原因となる行為である本事業自体の違法性を主張している。

先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、原因行為を前提としてなされた財務会計上の行為自体が違法となるのは、先行する原因行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合に限られると解するのが相当であるとされている（平成4年12月15日最高裁判決参照）。

そこで、本事業に対する公金の支出自体の違法性だけでなく、本事業について、著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する程の違法事由があるかどうかについても監査を実施することとし、次の事項を監査の対象事項とした。

- (1) 本事業に関する予算の執行として公金を支出することは、違法又は不当な公金の支出に該当するか。
- (2) 泉町1丁目北地区市街地再開発組合に対して支出した公金は、違法又は不当な公金の支出に該当するか。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年10月31日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

### 3 監査の対象課

市長公室政策企画課、市民協働部新市民会館整備課及び都市計画部泉町周辺地区開発事務所を監査の対象とした。

### 4 監査の方法

監査に当たっては、対象課から提出された関係書類の調査を行うとともに、令和元年11月1日に関係職員から事情聴取を行った。

### 5 監査の期間

令和元年10月7日から令和元年11月12日まで

### 第3 事実関係の確認

関係職員の事情聴取及び関係書類の調査により確認した主な事項は、次のとおりである。

#### 1 新市民会館整備計画の経緯について

平成23年3月 市民会館の使用停止

平成25年第1回定例会 市長が新たな市民会館の整備（移転建替え）を表明

同年5月 新たな市民会館の整備について、府内横断的組織による立地箇所検討を開始

同年9月 平成25年第3回定例会 市長が立地候補地（泉町1丁目北地区、南町自由広場周辺、旧ダイエー跡地周辺、旧リヴィン跡地、大町地区）を表明

同年11月 府議において水戸市第6次総合計画（案）を決定（新市民会館整備を総合計画の事業に位置付け）

同年12月 平成25年第4回定例会 市長が立地場所を泉町1丁目北地区と表明  
市民会館整備調査特別委員会設置

平成27年3月 平成27年第1回定例会 市民会館整備調査特別委員会調査終了

「水戸市新たな市民会館整備基本計画」策定

同年6月 平成27年第2回定例会 新市民会館建設及び周辺整備調査特別委員会設置

平成29年3月 「水戸市新市民会館事業推進計画」策定

平成31年3月 平成31年第1回定例会 新市民会館建設及び周辺整備調査特別委員会調査終了

令和元年6月 令和元年第2回定例会 新市民会館整備等調査特別委員会設置

#### 2 泉町1丁目北地区市街地再開発事業の経緯について

平成15年6月 泉町1丁目北地区市街地再開発準備組合（以下「準備組合」という。）発足

平成26年5月 市と準備組合で市が準備組合へ参加することについての確認書を取り交わす

平成27年5月 市と準備組合で新市民会館等施設建築物基本設計業務に係る設計者選定方法等についての覚書を取り交わす

同年11月 市と準備組合で新市民会館等施設建築物基本設計・実施設計業務についての覚書を取り交わす

平成28年7月 市と準備組合で「水戸市新市民会館等施設建築物に関する基本協定書」を取り交わす

平成29年4月 市と泉町1丁目北地区市街地再開発組合の設立発起人で市が参加組合員として事業に参加することについての覚書を取り交わす

同年6月 泉町1丁目北地区市街地再開発組合設立認可（県知事）

## 第4 監査の結果

本請求については、理由がないものと認める。

以下、その理由を述べる。

### 1 監査の対象事項(1)について

請求人は、「市民会館の建設は、どの程度の規模で、どの場所に、どの程度の予算を使って建設するかが問題であり、本事業に対する支出は、法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の最少経費原則に違反したものである」と主張している。また、「本事業は市長の権限を逸脱し、あるいは濫用して計画され実行されているものであるから、全体として違法な行為である」と主張している。

法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の規定について、平成17年7月27日の大阪高等裁判所判決においては、「各規定は、いずれも地方公共団体や地方行政の運営の在り方に関する基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。そして、長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である。」とされている。

そこで、市民会館の建設に係る立地場所、規模及び建設費について、市長の判断が著しく合理性を欠き、広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められ、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する程の違法事由があるかどうかについて検討する。

#### (1) 市民会館の立地場所について

東日本大震災の影響により使用ができなくなっていた市民会館について、平成25年3月の第1回水戸市議会定例会において、市長は、災害時の安全性及び機能性、経済性及び耐久性、市民会館の整備によるまちの活性化等を総合的に検討した結果として、移転建替えを表明した。同年9月の第3回水戸市議会定例会で市長は、市民会館の持つコンベンション機能によるまちなかへのぎわい創出や経済への波及効果が見込まれ、まち全体の活性化に大きな効果が期待できること、そして、県内外からの来客に対応できる公共交通機関が充実していること、都市中枢機能の集積による都市核の強化というまちづくりのコンセプトに合致していること、さらに、各地域団体や中心商店会、商工会議所等からの要望などを総合的に勘案した結果として、中心市街地への立地が最善であると判断し、泉町1丁目北地区、南町自由広場周辺、旧ダイエー跡地周辺、旧リヴィン跡地、大町地区の5か所をその候補地として表明した。そして、同年12月の第4回水戸市議会定例会で、立地場所を泉町1丁目北地区にする

と表明したものである。

泉町1丁目北地区に立地するという判断の理由について、平成25年12月の第4回水戸市議会定例会における答弁及び平成26年2月19日に開催された市民会館整備調査特別委員会資料によると、芸術文化の拠点である水戸芸術館との連携による相乗効果が期待でき、芸術文化の拠点性を大きく高められ、にぎわいの創出につながること、これまでの市の中心市街地活性化基本計画におけるまちづくりのコンセプトに一致していること、偕楽園や弘道館等の観光資源への回遊性、中心市街地内での回遊性に優れていること、飲食、商業施設などの機能連携が図れること、各団体等からの要望などを総合的に勘案し判断したとしており、新たな市民会館と水戸芸術館が一体となって芸術文化の活動、発信をする、水戸の新たなシンボル空間をつくり、誰もが芸術文化に出会えるまちとして、国道50号から水戸芸術館までの開放的な空間や質の高い景観づくりを進めるとともに、コンベンションの開催によるにぎわいづくりや、まちづくりと連携した活動を展開するなど、人やまちが輝き、活力、魅力にあふれるまちづくりを目指していくとしている。

また、関係職員への聴き取りや関係書類から、府内においては、平成25年5月以降、横断的組織により新たな市民会館の整備について継続的に検討しており、5つの候補地からの選定に当たっては、まちづくりの拠点性、土地の形状や経済性、アクセス性などの選定の視点に基づき比較検討を行い、組織的に立地判断をしたものと認められる。

一方、水戸市議会においては、市民会館の整備方針及び進捗状況等について調査、検討するための市民会館整備調査特別委員会が平成25年12月の第4回水戸市議会定例会で設置され、平成26年2月19日に開催された同委員会において、新たな市民会館を泉町1丁目北地区に立地することが執行部から報告された。平成26年3月の第1回水戸市議会定例会においては、泉町1丁目北地区への立地を前提とした市民会館整備事業費の予算を含む平成26年度水戸市一般会計予算が議決された。

以上のとおり、市民会館の立地場所の判断については、府内の横断的組織により候補地の選定に必要な視点に基づき比較検討し、様々な要素を総合的に勘案して行われたことが認められ、また、その結果については議会に報告され、関連予算の議決により了承されていることから、市民会館の立地場所に関する市長の判断が、著しく合理性を欠き、広範な裁量権を逸脱又は濫用するものとは認められない。

## (2) 市民会館の規模及び建設費について

平成25年12月の第4回水戸市議会定例会において、市長は、泉町1丁目北地区への立地のほか、市民会館の機能及び規模として、新たな市民会館の中核として、市民の芸術文化活動での活用とあわせ、著名な音楽家等によるコンサートなども誘致できるよう、2,000人程度の収容が可能なメインホールを据え、あわせて十分な広さと数を備えた展示室や会議室等を確保し、全国規模のコンベンションを誘致できる施設全体として3,000人規模のコンベンション機能を持つ市民会館としたいとの考えを示した。

平成27年3月に策定された「水戸市新たな市民会館整備基本計画」の中で、施設の機能及び規模について、市民の芸術文化活動の使用とあわせ、人気アーティストのコンサートやイベントの誘致を推進しやすい2,000席程度の大ホール、3,000人規模のコンベンションの開催が可能となる広さと数を備えた展示室や会議室等を確保するとしている。この基本計画は、

団体ヒアリング、市民アンケート、大学との連携による市民ワークショップ等を実施し、市民の意見を取り入れながら策定されたものである。

また、対象課から提出された資料等によると、市民会館の建設費（施設建築物及び舞台関連工事費）は、約182億円であり、令和元年度に開館した2,000席規模の大ホールを併せ持った類似施設の建設費と比較して、著しく高額であるとは認められなかった。

なお、請求人は、本件事業費は353億円という膨大なものであると主張しているが、この金額は、市街地再開発事業に係る補償費、都市計画道路等の整備費のほか、立体駐車場や周辺道路の整備など、中心市街地の社会資本整備に要する費用を含めたものである。

一方、水戸市議会においては、市民会館整備調査特別委員会及び新市民会館建設及び周辺整備調査特別委員会で市民会館の機能及び規模、概算事業費等について審議され、それを踏まえて平成27年2月には「水戸市新たな市民会館整備基本計画（案）」が、平成28年11月には「新市民会館事業推進計画（案）」が了承された。また、平成29年3月の第1回水戸市議会定例会においては、新市民会館整備に係る限度額182億円の債務負担行為を含む平成29年度水戸市一般会計予算が議決された。

以上のとおり、市民会館の機能及び規模について、市民の意見等を取り入れながら計画され、建設費についても著しく高額であるとは認められないものであり、また、機能及び規模並びに建設費については、議会に報告され、関連予算の議決により了承されていることから、市民会館の規模及び建設費に関する市長の判断が、著しく合理性を欠き、広範な裁量権を逸脱又は濫用するものとは認められない。

## 2 監査の対象事項(2)について

平成30年度に水戸市が泉町1丁目北地区市街地再開発組合に支出した28億4,488万4,000円の財務会計上の手続きについては、書類監査の結果、水戸市財務規則等に沿った事務執行がなされており適正であると認められた。

以上のことから、市民会館の建設に係る立地場所、規模及び建設費について、市長の判断が、著しく合理性を欠き、広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められ、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する程の違法事由が存するものとは認められない。したがって、本件事業に関する予算の執行として公金を支出することは、違法又は不当とは認められない。また、平成30年度の泉町1丁目北地区市街地再開発組合に対する公金の支出についても、違法又は不当とは認められない。よって、本請求については、理由がないものと判断する。